

自立支援教育訓練給付金対象講座指定申請書

年 月 日

八女市長

申請者氏名

次の講座を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏名	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)
②個人番号			
③住所	(〒 -)	電話 () -	
④教育訓練施設について	名称		
	所在地	電話 () -	
⑤教育訓練講座の名称			
⑥教育訓練の期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
⑦所要費用(予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑧公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある ・ ない		
⑨過去の受給歴	過去に自立支援教育訓練給付金又は母子家庭等自立支援訓練給付費補助金の交付を受けたことが ある (年度) ・ ない		
⑩申請者と生計を一にする子の氏名等	フリガナ	生年 月日	年 月 日生 (歳)
	個人番号		
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税法上の扶養親族に該当 する ・ しない		
(備考)			

＊ 添付書類

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍の謄本及び世帯全員の住民票の写し
 - (2) 当該母子家庭の母又は父子家庭に係る児童扶養手当証書の写し（指定申請者が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は前年（1月から7月までの間に申請する場合にあっては、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（所得税法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあっては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
 - (3) 受講しようとする講座のパンフレット等
- ※ 申請者が児童扶養手当受給者であり、かつ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する情報連携等によって確認することができる場合は、（1）及び（2）の書類を省略することができます。

[注意]

- 1 支給対象となるのは、指定講座の受講について支払う入学料及び受講料（受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材や希望により行われる訓練等に要する費用を除きます。）の合計額の60%相当額（限度20万円）です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に20万円を乗じた額ですが、限度額は80万円です。雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金若しくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。
- 2 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認した内容で通知します。
- 3 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 4 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなった場合や指定講座の受講を事前に又は受講途中で止めた場合、八女市に住所を有しなくなった場合等には、その旨を報告してください。これらの場合、当該給付金の支給が受けられなくなることがあります。
- 5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるには、指定講座修了日から起算して30日以内に「自立支援教育訓練給付金支給申請書」及び必要書類を添えて支給申請手続を行い、改めて支給決定を受けてください。指定講座の指定を受けたことによって、支給されることが決定したわけではありません。
- 6 「⑩申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻によらないで母又は父となり、現に婚姻していない。